

県民総ぐるみ運動



年末の交通安全

令和6年交通事故防止に関するポスターコンクール
優秀賞 栃木県立足利工業高等学校 齋藤 心優

令和7年 12月11日(木)～31日(水)

交通安全スローガン

高めよう!とちぎの交通マナー

「マナーアップ!あなたが主役です」



- 1 こどもと高齢者の交通事故防止
- 2 飲酒運転等の根絶
- 3 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 「ライト4(フォー)運動」、「原則ハイビーム」の推進と反射材用品等の着用促進

こどもと高齢者の交通事故防止

3S

**運動
の
推進**

SEE（見る）⇒ こどもや高齢者をいち早く**発見**する
SLOW（減速する）⇒ こどもや高齢者を見たら**減速**する
STOP（停止する）⇒ 危険を感じたら、すぐに**停止**する



飲酒運転等の根絶

飲酒運転を絶対にしない、させない

とれますか？飲酒事故の責任が！

運転者以外（車両提供、酒類提供、同乗者）にも厳しい罰則や行政処分があります

自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

守りましょう！ 自転車安全利用五則

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

交差点では信号と一時停止を
守って、安全確認

夜間は
ライトを点灯

飲酒運転は
禁止

ヘルメットを
着用

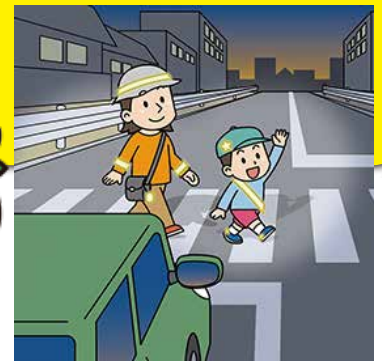
自転車の違反に交通反則通告制度の導入!! ～道路交通法改正～

- 交通反則通告制度とは、一定の交通違反に交通反則切符（青切符）を交付し、違反者が反則金を納付すれば、刑事罰が科されない制度です。
- 令和8年（2026）年4月1日から施行されます。
- 16歳以上の運転者による113種類の交通違反が対象となります。

主な違反行為	反則金
携帯電話使用等	12,000円
遮断路切立入り	7,000円
信号無視、右側通行	6,000円
指定場所一時不停止、傘差し、無灯火	5,000円
並進、2人乗り	3,000円

「ライト4(フォー)運動」、「原則ハイビーム」 の推進と反射材用品等の着用促進

**薄暮・夜間は、つけた光が
あなたの命を守ります！**





年末の交通安全 県民総ぐるみ運動

VERY
GOOD
LOCAL
とちぎ

実施期間

令和7(2025)年

12月11日(木)から12月31日(水)までの21日間

交通安全
スローガン

高めよう!とちぎの交通マナー

マナーアップ!あなたが主役です



① こどもと高齢者の交通事故防止

② 飲酒運転等の根絶

③ 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

④ 「ライト4(フォー)運動」、「原則ハイビーム」の推進と反射材用品等の着用促進



12月12日(金)「飲酒運転根絶」強化の日

12月18日(木)「自転車の安全で適正な利用」強化の日

12月19日(金)「ライト4(フォー)とハイビーム、反射材着用促進」強化の日

12月23日(火)「こどもや高齢者に優しい3S(スリーエス)運動推進」強化の日



① こどもと高齢者の交通事故防止

「横断歩道は歩行者優先」ずっと止まれる栃木県!!

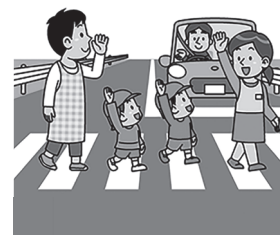
●運転者は歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。

「こどもや高齢者に優しい3S運動」の推進

SEE (見る) ⇒ こどもや高齢者をいち早く発見する

SLOW(減速する) ⇒ こどもや高齢者を見たら減速する

STOP(停止する) ⇒ 危険を感じたら、すぐに停止する



② 飲酒運転等の根絶

飲酒運転を絶対に「しない・させない」環境づくりを進め、飲酒運転を根絶しましょう。

●酒類を提供するお店の方へのお願い

◎お客さまが、車両(自転車を含む)で来店したかどうかを確認しましょう。

◎車両(自転車を含む)を運転するお客さまには絶対に酒類を提供しないでください。

◎飲酒したお客さまには絶対に車両(自転車を含む)を運転させないでください。

※令和6年11月1日施行の改正道路交通法により、自転車であっても酒類提供罪が適用されます。



主 唱 栃木県・栃木県交通安全対策協議会

③ 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車安全利用「五則」を守りましょう

1 安全利用「五則」

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

2 安全利用「五則」

交差点では
信号と一時停止を
守って、
安全確認

3 安全利用「五則」

夜間は
ライトを点灯

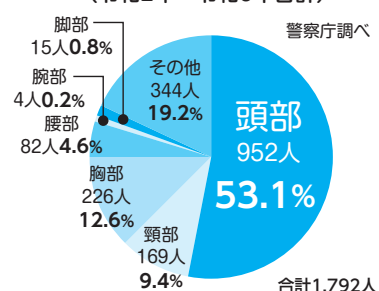
4 安全利用「五則」

飲酒運転は禁止

5 安全利用「五則」 ヘルメットを着用 命を守る!自転車ヘルメット

- ◎ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて**約1.7倍**も高くなります
(令和2年～令和6年合計、警察庁調べ)。
- ◎自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方は、**約5割**が頭部に致命傷を負っています
(令和2年～令和6年合計、警察庁調べ)。
- ◎道路交通法で、**自転車ヘルメット着用は努力義務**です。
- ◎栃木県自転車条例では、**自転車保険加入は義務**です。

人身損傷主部位別
自転車乗用中死者数
(令和2年～令和6年合計)



自転車の違反に交通反則通告制度の導入

- ◎交通反則通告制度とは、一定の交通違反に交通反則切符(青切符)を交付し、違反者が反則金を納付すれば、刑事罰が科されない制度です。
- ◎**令和8(2026)年4月1日から施行**されます。
- ◎**16歳以上の運転者**による**113種類**の交通違反が対象となります。

主な違反行為	反則金
携帯電話使用等	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
信号無視、右側通行	6,000円
指定場所一時不停止、傘差し、無灯火	5,000円
並進、2人乗り	3,000円

④ 「ライト4(フォー)運動」、 「原則ハイビーム」の推進と 反射材用品等の着用促進

「ライト4(フォー)運動」と「原則ハイビーム」の推進

- ◎運転者は、**午後4時**にはライトを点灯しましょう。
- ◎夜間、先行車や対向車等が無いときは、**原則ハイビーム**で走行し、歩行者等の早期発見に努めましょう。

反射材用品等の着用促進

- ◎夕暮れ時や夜間には、交通事故に遭わないようにするために、反射材用品やLEDライトなどを活用し、明るい目立つ色の服装を着用し、ドライバーなどに早めに自分の存在を知らせましょう。

